（様式８）

設置完了日から５年間展示することの誓約書

令和　　年　　月　　日

大阪市経済戦略局長　様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名　　印

サンフランシスコケーブルカー譲渡（公募型企画競争方式）参加申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

（誓約事項）

サンフランシスコケーブルカーを譲り受けた場合は、次のアからオの全てを遵守します。

ア　サンフランシスコケーブルカーを譲受人自身が所有し、又は適法に使用する権原を有する土地に設置し、令和10年３月31日までに設置を完了すること。

イ　アの設置完了日から５年間、設置場所でサンフランシスコケーブルカーを展示すること。

ウ　イの期間中、サンフランシスコケーブルカーを善良な管理者の注意をもって管理し、展示に必要な点検、保守及び修理を行うこと。これらに要する費用は、すべて譲受人自身の負担とし、大阪市に対してその費用その他名目のいかんを問わず、金銭の支払を請求しないこと。

エ　サンフランシスコケーブルカーの修理、改造、展示の中断をしようとするときは、あらかじめ大阪市に書面で通知し、大阪市の承認を得ること。

オ　サンフランシスコケーブルカーの滅失、毀損その他の事由により展示の継続が困難となったときは、速やかに大阪市に通知し、その後の措置について大阪市と協議すること。